芦屋市病院企業職員貸付金条例新旧対照表

（下線部分は，改正部分）

改正案	現　行
（目的） 第1条　この条例は，市立芦屋病院（以下「病院」という。）に勤務する職員（芦屋市職員定数条例（昭和25年芦屋市条例第30号）第1条第1項に規定する職員に限る。以下「職員」という。）及び将来病院に勤務しようとする者に対し，資金を貸し付けることにより，職員の確保や職員を育成することを目的とする。	（目的） 第1条　この条例は，市立芦屋病院（以下「病院」という。）に勤務する職員（＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿以下「職員」という。）及び将来病院に勤務しようとする者に対し，資金を貸し付けることにより，職員の確保や職員を育成することを目的とする。
（貸付けの種類及び対象者） 第2条　貸付けの種類及び対象者は，次のとおりとする。	（貸付けの種類及び対象者） 第2条　貸付けの種類及び対象者は，次のとおりとする。
(1)　修学資金貸付　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条又は第21条の規定により指定された学校又は養成所（以下「学校等」という。）に在学する者で，学校等を卒業後引き続いて，又は学校等を卒業後に，病院において助産師又は看護師として勤務する意思を有するもの	(1)　修学資金貸付　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第20条又は第21条の規定により指定された学校又は養成所（以下「学校等」という。）に在学する者で，学校等を卒業後引き続いて，又は学校等を卒業後に，病院において助産師又は看護師として勤務する意思を有するもの
	(2)　育児資金貸付　病院に勤務する助産師，看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）で，就学前の児童を養育し，保育施設に入所させているもの
(2)　資格取得資金貸付　職員で，病院の経営に貢献できる資格として病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものを取得しようとするもの	(3)　資格取得資金貸付　職員で，病院の経営に貢献できる資格として病院事業管理者（以下「管理者」という。）が定めるものを取得しようとするもの

改正案	現　行
（貸付金額等）	（貸付金額等）
第3条　貸付金の額は，年間100万円を限度とし，管理者が別に定める。	第3条　貸付金の額は，年間100万円を限度とし，管理者が別に定める。
2　貸付期間は，次の各号に掲げる貸付けの区分に応じ，当該各号に定めるとおりとする。	2　貸付期間は，次の各号に掲げる貸付け＿＿＿に応じ，当該各号に定めるとおりとする。
(1)　（省略）	(1)　（省略）
	(2)　育児資金貸付　前条第2号の児童を保育施設に入所させている期間
(2)　資格取得資金貸付　前条第2号の資格の取得に係る期間	(3)　資格取得資金貸付　前条第3号の資格の取得に係る期間
3　（省略）	3　（省略）
（資金の返還）	（資金の返還）
第6条　資金の貸付けを受けた者は，貸付期間が終了したときは，その貸付けの終了した日の属する月の翌月から起算して5年以内に貸し付けられた資金を返還しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，返還を猶予することができる。	第6条　資金の貸付けを受けた者は，貸付期間が終了したときは，その貸付けの終了した日の属する月の翌月から起算して5年以内に貸し付けられた資金を返還しなければならない。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，返還を猶予することができる。
(1)　修学資金貸付を受けた者が，資格を取得し，学校等を卒業後引き続いて，又は学校等を卒業後に，病院の助産師又は看護師として在職しているとき。	(1)　修学資金貸付を受けた者が，資格を取得し，学校等を卒業後引き続いて，又は学校等を卒業後に，病院の助産師又は看護師として在職するとき。
	(2)　育児資金貸付を受けた者が，引き続き看護職員として在職しているとき。
(2)　（省略）	(3)　（省略）
2・3　（省略）	2・3　（省略）
（返還債務の免除）	（返還債務の免除）
第7条　管理者は，資金の貸付けを受けた者が，次の各号のいずれかに該当するときは，貸し付けた資金の返還債務を免除する。	第7条　＿＿＿＿＿資金の貸付けを受けた者が，次の各号のいずれかに該当するときは，貸し付けた資金の返還債務を免除する。

改正案	現　行
(1)　（省略）	(1)　（省略） (2)　育児資金貸付を受けた者で，看護職員として現に在職した期間（休職期間は算入しない。）が，資金の貸付期間に2年を加算した期間にすでに達しているとき，又は達したとき。
(2)・(3)　（省略）	(3)・(4)　（省略）
2　管理者は，資金の貸付けを受けた者が，生活困窮その他の理由により返還が特に困難であると認めたときは，履行期限の到来していない部分に係る資金の返還債務の全部若しくは一部を免除し，又は返還を猶予することができる。	2　管理者は，資金の貸付けを受けた者が，貧困　その他の理由により返還が特に困難であると認めたときは，履行期限の到来していない部分に係る資金の返還債務の全部若しくは一部を免除し，又は返還を猶予することができる。